

〔論文〕

善意の受益者又は転得者からの悪意転得者の 詐害行為責任について

高 森 哉 子・中 原 愛

名古屋学院大学 / 朝日大学大学院法学研究科博士課程

要 旨

通説・判例は、債権者取消権の効果は、相対的で、取消権者と受益者又は転得者との間でのみ法律行為が取消されるので、その他の者との間の法律関係には影響を及ぼさないと解している（相対的効力説）。さらに、この見解によれば、善意の転得者からさらに転得した者が悪意である場合に、その前者が善意であっても、悪意の転得者に対して債権者取消権（民法424条）を行使できるとしている。しかし、本研究では、債権者が、善意者からの悪意転得者に対して債権者取消権を行使することができることを問題視したいと思う。

私見は、独立的善意者が現れた場合には、その者が現れた段階で詐害行為性は無くなることを理由に、転得者が「悪意者」であっても、その者に対して、債権者取消権の行使は認められないと考える。ただし、例外として、中間介在者がわらん形的善意者として介在させられた場合にのみ、悪意転得者に対して、債権者取消権の行使は認められると解する。

キーワード：債権者取消権（民法424条）、相対的構成、わらん形的善意者、独立的善意者

The Validity of Actio Pauliana

Chikako TAKAMORI, Megumi NAKAHARA

Nagoya Gakuin University / Graduate School of Law Administration Asahi University

一 最判昭和49年12月12日金融商事判例474号13頁（詐欺行為取消，所得権移転登記抹消登記手続等請求事件）

1 事実の概要

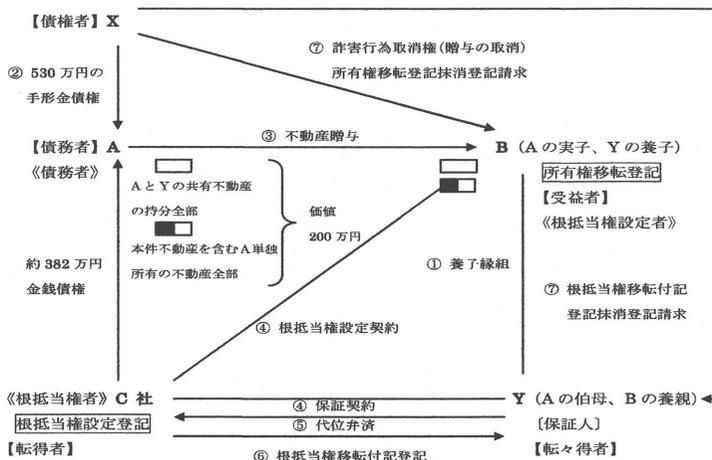
Xは約束手形2通の所持人であり，その手形2通の共同振出人であるAに対して合計530万円の手形金債権を有していた。N社の代表取締役であるAは，Xに対する530万円の他にも1,500万円を超える多額の債務を有しており，積極財産は価値200万円足らずの不動産しかなかった。ところが，Aはそれらの債務の支払いをせず，昭和38年8月25日，かねて借財の処理につき相談相手であり，戸籍上姉弟（実際には伯母甥）の関係にあったYと相談のうえ，B（当時は未成年）に対し，本件不動産（宅地，居宅1棟，物置1棟）を含むA単独所有の不動産全部とYとの共有不動産の持分全部を贈与し，所有権と持分権の移転登記手続を了し，Aは無資力者となった。なお，Bは昭和23年10月17日，Aの長男として出生し，昭和24年6月8日，Yと養子縁組をし，Yの養子となっている。

その後，Bは，AのC社に対する金銭債務につき，本件不動産に債務者をA，根抵当権者をC社として，債権極度額を500万円とする根抵当権を設定し，その旨の登記手続がなされ，Yが保証した。そしてYは，昭和40年3月15日，AのC社に対する債務金382万9,214円を代位弁済して右根抵当権の移転を受け，付記登記手続がなされた。

そこでXは，受益者たるB及び転得者（転々得者）たるYはいずれも，その受益の当時及び転得の当時，右贈与行為がAの債権者を害することを知っていたものであるから，B・Yらに対する関係において詐欺行為たる右贈与行為を取消するとともに，Aの財産の返還（原状回復）として，Bに対し所有権移転登記の，Yに対し根抵当権移転付記登記の，それぞれ抹消登記手続を求めた¹⁾。

1) 事案が複雑なので，図示化したものを掲載しておく。

《事案の図示化》



なお、B・Yは第1審において、AからBに対して贈与を原因とする所有権移転登記手続がなされた事情として、Yは昭和38年3月頃に、Aの依頼により、Aの銀行借入金500万円の担保としてY所有の不動産を提供し、これに抵当権を設定したが、その頃、AはN社の代表取締役として宅地造成事業を営んでおり、造成宅地を分譲することによって相当多額の収益をあげる見込みであった。ところが、昭和38年8月下旬頃、AはYに対し「造成宅地は格安で分譲したくない、相当相場か将来の値上がりを待って売却したいが、そのためには日時を要するから、銀行からの借入金をYに支払ってもらいたい、その代償として、Yに本件不動産を譲渡するほか、Aが本来相続人でないのに戸籍上相続人となっていたためYと共同相続した不動産の持分もYに返還する」旨申し出たので、銀行からの借入金500万円の支払引受に対し、本件不動産の評価額は約150万円であり、多大の損失となるが、かねてからAに要求していた相続財産の持分の返還が得られ、相続財産について多年の念願であったYの単独所有名義になることを考え、この申出を承諾し、500万円の借入金の支払いを引受ける代償として、昭和38年8月下旬頃、Yにおいて本件不動産及び共有不動産の持分を譲受けたものである。しかし、Y所有のものは、いずれ将来はBに相続されることと、所有権移転に要する諸経費等を考慮した結果、Yは、昭和38年8月25日、Bに対し、これらを贈与し、登記手続に際しては中間省略登記をすることとして、移転登記手続をしたのである、と述べて、AのYに対する本件不動産の譲渡は詐害行為に該当せず、また、Yはその譲受当時、BはYから贈与を受けた当時、いずれもAにおいて債権者を害する意思があったことを知らなかったものである。そして、Yが本件不動産について根抵当権を譲受けた行為は、Aの行為に由来する転得行為ではないから、詐害行為にいう転得に該当せず、Yも転得者に該当しないと主張していた。

(第1審判決) Xの請求認容

Aは多額の債務の返済に苦慮していたところ、積極財産としては本件不動産を含めたX主張の不動産しかないような状態であったが、「昭和38年8月25日、かねて借財の処理につき相談相手であり、戸籍上姉弟（実際には伯母甥）の関係にあったYと相談のうえ、自己の実子で、Yの養子である未成年のBに対し、右不動産全部を贈与した事実を認めることができる」ことから、「Aは本件不動産をBに贈与し、かつその贈与は……約束手形金債権を害することを知らなされたものであることが明らかである。……そして、……Bが本件不動産の贈与を受けるにあたり、またYがX主張の根抵当権の移転を受けるにあたり、前示事情を知悉していた悪意の受益者（前者）、転得者（後者）であることが明らかである。」として、BとYが悪意であることを認めた。

そして、「法人格を有するN社の財産と、その経営者（代表取締役）たるAの財産をたやすく同一視することは、特段の事情の存しないかぎり、これをなし得ない事理」であり、「また、およそ、数人が連帯債務を負担する場合にあっては（合同債務の場合も、同じ。）、債権者は、その債務者の1人に対し、または、同時もしくは順次総債務者に対して、債権の全部もしくは一部の履行を請求することができるのであるから、債権者としては、債務者の1人が債権者を害することを知らずしてなした法律行為の取消を訴求し得べきことはいうまでもなく、他の債務者が債務の弁

済をするに十分な資力を有しているかどうかは、債権者の詐害行為取消権の行使に何らの影響を及ぼすものではないというべきである。そればかりでなく、……N社はAが代表取締役として経営していた会社であって、長崎市内に約6,000坪の山林ないし原野を所有し、これを宅地に造成する事業をしていたが、昭和38年夏頃における同会社の経営状態は、右宅地造成が完成し、かつ、これが予定していたとき高価格で他に転売できれば、収支を償い得る見込みも残っていたものの大雨の影響もあって、右宅地造成の土木工事に欠陥があらわれていたうえ、該事業遂行のため高利の融資を受けていた金融業者より、担保に供していた右土地について任意競売の申立を受けるまでのひっばくした状態に陥っていたことが窺われるのであるから……、かように、N社の経営状態が危たいに瀕した時期である昭和38年8月25日になされた本件贈与行為が、Xを含む債権者を害すべきものであったことは、否定し得ないところである。

そうすると、すでに説示したごとく、本件贈与行為は、これをなしたAの債権者（Xを含む。）を害するものであり、かつ、その行為の当時、債務者たるAにおいて詐害の意思を有していたものといわざるを得ない」として、AのBに対する贈与行為は詐害行為であることを認め、Xの請求をすべて認容した。B・Y控訴。

なお、B・YのAからBに対して贈与を原因とする所有権移転登記手続がなされた事情についての主張は、認められなかった。

B・Yは以下のように主張して控訴した。

- (1) Yは、AのC社に対する債務につき保証をし、代位弁済したことで本件根抵当権の移転を受けたのであり、その善意、悪意を問題とする場合、Yが右保証をした時期をもって標準とすべきであるから、Yは右保証によってAの事業資金調達を容易にし、Aに事業を完遂させ、Xを含む全債権者に対する弁済を可能にさせようとしたのだから、Yは善意である。
- (2) Yは、C社より根抵当権の移転を受けた当時、C社が本件不動産につき根抵当権の設定を受けたことや本件贈与行為について、それらが債権者を害するものであると知らなかったので、善意の転得者である。
- (3) Yは、C社より根抵当権の移転を受けたものであるから、C社の地位を承継したものであるところ、C社は本件贈与行為後においてAに新たな貸付をなし、その担保として本件不動産につき根抵当権の設定を受けたのであるから、善意の転得者たることは明らかである。したがって、Yは善意の転得者として取扱われるべきである。

(原審判決) B・Yの控訴棄却

「XがYの心的状態（善意、悪意）を問題としているのは、本件贈与行為の受益者たるBの法定代理人（親権者）としてのそのほか、Yが悪意の転得者（転々得者）にあたることを理由に、Yに対して逸出した一般財産の返還（本件根抵当権移転の付記登記の抹消）を求めんがためにはかならないところ……、後者についてYの心的状態（善意、悪意）を問題とする場合にあっては、Yがその転得の当時詐害の事実を知っていたかどうかが問われなければならない……。

そしてまた、……諸事情（Yは、本件贈与行為の当時、受益者たるBの親権者として法定代理人の立場にあったこと、本件贈与行為のなされた時期が、Aにおいて多額の借財を負い、その債権者より厳しい追求を受けていた頃であること、Aの積極財産としては、本件不動産を含めたX主張の不動産を除いては、他にみるべきものがなかったこと、これらの不動産の贈与を受けたBは、Aの実子であるとともに、Yの養子であり、AとYとは、戸籍上姉弟、実際には伯母甥という身分上の関係にあるうえ、かねてより借財の処理について相談をしてきた間柄でもあったことなど。）からすれば、Yとしては、BがAより本件不動産（及びX主張のその余の不動産の持分）の贈与を受けるについて、該贈与によってAの積極財産は殆んど無に帰し、それがためAの債権者（Xを含む。）が害されるべきことを知っていたものと推断し得べきところ、……Yがかように詐害行為（本件贈与行為）の当時その詐害の事実を知っていたものである以上、その後になされた転得行為（本件根抵当権の移転）の当時においてもまた、やはり詐害の事実を知っていたものと推認するのが相当である。

……民法424条に定める債権者取消権は、債権者がみずからの権利としての訴訟の相手方（受益者または転得者）に対する関係においてのみ詐害行為の効力を失わしめるにすぎないものであり、その他の者の間の法律関係には何らの影響を及ぼすものでないことにかんがみれば、よしや、Yが本件根抵当権の移転を受けたC社（直接の転得者）が善意であったからといって、悪意の転得者（転々得者）たるYに対して逸出した財産の返還を請求し得なくなるものではないと解するのが相当である……。」として、B・Yの控訴を棄却した。Y上告。

Yは以下のように主張して上告した。

- (1) 仮にYが、根抵当権の転得の当時、悪意であったとしても、右根抵当権の移転はYが保証人としてC社（根抵当権者）に対しAに代位して弁済したため、法律上当然に（民法500条）、C社のAに対する貸金債権とともに、その代位弁済した金額の範囲内において、根抵当権もYに移転したのであるから、右移転について詐害行為となるかどうかを判定するには、原因行為たるYの右保証の時点における心的状態（善意、悪意）を問題とすべきであり、保証の時点において保証人が善意であれば、その保証の結果、将来当然の義務履行として為されるであろう代位弁済及び代位弁済の結果当然に起こるべき貸金債権と根抵当権との移転は、移転時点における保証人の心的状態の如何に拘わらず、詐害行為取消の対象外となるべきものである。
- (2) C社はYの保証及び根抵当権設定を条件として、Aらが経営するN社の宅地造成資金の一部としてAに貸金をしたものだから、右貸金は当然に全債権者の利益となるものであるので、いわゆる善意であり、根抵当権設定行為は詐害行為取得の対象外である。よってYは保証人としての代位弁済をした結果、その弁済の範囲内において、当然に、右根抵当権の一部がYに移転したものであるから、右根抵当権の移転は、すなわちC社の地位がそのまま、心的状態をも含めて、Yに移ったものであるから、その移転当時のYの心的状態の如何に拘わらず、詐害行為取消の対象となるべきものではない。

2 最高裁判旨

上告棄却

「民法424条所定の詐害行為の受益者又は転得者の善意、悪意は、その者の認識したところによって決すべきであって、その前者の善意、悪意を承継するものではないと解すべきであり、また、受益者又は転得者から転得した者が悪意であるときは、たとえその前者が善意であっても同条に基づく債権者の追及を免れることができないというべきである。」

二 研究

1 はじめに

本研究判例は、X（債権者）が、B（受益者）・Y（転々得者）らに対する関係において詐害行為たる贈与行為を取消するとともに、悪意の受益者であるBに対し、所有権移転登記抹消登記を、善意の転得者であるC社からの悪意の転得者（転々得者）であるYに対し、根抵当権移転付登記抹消登記を求めたという事案であり、善意の転得者からさらに転得した者が悪意である場合に、その前者が善意であっても、悪意の転得者に対して債権者取消権を行使できるとしたものである。

債権者取消権（民法424条）とは、総債権者の共同担保である債務者の一般財産を保全するために、これを不当に減少させる債務者の行為（詐害行為）の効力を否認して、債務者の一般財産から逸出したものを一般財産に戻すことを目的とする制度である²⁾と一般的に理解されている。この債権者取消権が生ずるためには、主観的要件として、債務者及び受益者又は転得者が悪意であることが必要である（424条1項本文）。受益者と転得者の善意・悪意の関係については、受益者・転得者がともに悪意であるときは、受益者を被告として、これに対する関係において詐害行為を取消し、損害賠償を請求でき、また、転得者を被告として、これに対する関係において詐害行為を取消し、財産の返還を請求できる（大連判明治44年3月24日民録17輯117頁，大判大正9年5月29日民録26輯776頁）。受益者が悪意で、転得者（抵当権者）が善意であるときは、受益者を被告として、詐害行為取消権を行使し、その者に損害賠償を請求し、または転得者に影響を及ぼさない限度において（抵当権の効力には影響を及ぼさずに）財産の返還を請求できる（大判大正6年10月3日民録23輯1383頁³⁾）。そして、受益者が善意で、転得者が悪意であるときに

2) 我妻栄『新訂債権総論民法講義Ⅳ』（岩波書店，1964）172頁。なお，北川善太郎『債権総論（民法講要Ⅲ）』（有斐閣，1993）186頁において，債権者は，債務者・受益者間，または，受益者・転得者間の詐害行為を取消することができるとしている。

3) 本件は，債務者Aが不動産を受益者Yに売渡し，Yがその上に転得者Zのために抵当権を設定し，登記を了した。そこで，Aの債権者XがYに対してA・Y間の売買契約の取消及び登記の抹消を請求した事案である。

大審院は「受益者カ債務者ヨリ譲受ケタル不動産ノ上ニ他人ノ為メニ抵当権ヲ設定シタル場合ニ於テ其抵当権ヲ存立セシムルモ債務者ト受益者間ノ不動産譲渡行為ノ効力ヲ債権者トノ関係ニ於テ消滅セシムルノミニテ債権者ノ取消ノ目的ヲ達スルコトヲ得ル場合即チ其不動産ヲ抵当権付ノ儘債務者ニ復帰セ

については、本研究判例で初めてその見解が述べられた。最高裁は「詐害行為の受益者又は転得者の善意、悪意は、その者の認識したところによって決すべきであって、その前者の善意、悪意を承継するものではないと解すべきであり、また、受益者又は転得者から転得した者が悪意であるときは、たとえその前者が善意であっても同条に基づく債権者の追及を免れることができない」として、善意者からの悪意の転得者に対して債権者取消権を行使できるとした。

債権者取消権の効果は、相対的で、取消権者と受益者又は転得者との間でのみ法律行為が取消されるので、その他の者との間の法律関係には影響を及ぼさないとされている（大判大正8年4月11日民録25輯808頁）。本研究判例においても「受益者又は転得者から転得した者が悪意であるときは、たとえその前者が善意であっても、同条に基づく債権者の追及を免れることができない」という判旨から、相対的構成を採っている⁴⁾。そして学説でも、善意の受益者からの悪意の転得者に対する債権者取消権の行使について、相対的構成を採ると解しているものが多い⁵⁾。しかし、後に詳しく述べるように、私見は、原則として、善意の受益者又は転得者から転得した者に対する債権者取消権の行使はできないと考える。

2 学説・判例

(1) 学説

受益者が善意で、転得者が悪意であるときに、その悪意の転得者に対して債権者取消権を行使できるかどうかについて、学説は、悪意の転得者に対して行使できるとする積極説と、悪意の転得者に対して行使できないとする消極説とに分かれている。積極説においては、債権者取消権の目的は取消そのものよりも、むしろ財産の回復にあり、取消の効果は債権者に対する関係におい

シムルノミニテ債権者ノ債権ノ担保ヲ確保スルコトヲ得ル場合若クハ債権者カ抵当権付ノ不動産ノ復帰ヲ以テ満足スル場合ニ於テハ債権者ハ転得者タル抵当権者ニ対シ抵当権設定ノ取消ヲ請求セサルモ受益者ニ対シ右不動産ノ譲渡行為ノ取消ヲ請求スルコトヲ得ルモノト謂ハサルヲ得何トナレハ此場合ニ於テハ抵当権ノ存在ハ債権者ノ利害ニ影響ヲ及ボササルヲ以テナリ又……債権者ノ詐害スヘキ法律行為ノ取消ハ債権者ニ対スル相対的ノモノニ過キスシテ受益者ト債務者間ニ於テハ仍ホ存続スルヲ以テ其間ニ於テ不動産譲渡行為ノ取消アルモ受益者ノ其上ニ設定シタル抵当権ハ当然消滅セサルコト言ヲ竣タサル所ナリ」と判示し、受益者が債務者から譲受けた不動産の上に他人のために抵当権を設定した場合、その抵当権を存続せしめても債務者と受益者間の不動産譲渡行為の効力を債権者との関係で消滅させるのみで、債権者の取消の目的を達することができる場合には、債権者は転得者たる抵当権者に対し、抵当権設定の取消を請求し得なくても、受益者に対して不動産の譲渡行為の取消を請求できるとした。

- 4) 潮見佳男『債権総論』（信山社，1994）375頁，内田貴『債権総論・担保物権』（東京大学出版会，2005）316頁，奥田昌道・池田貞朗・潮見佳男『法学講義民法4債権総論』（悠々社，2007）170頁も、本研究判例は相対的構成を採っていると解している。
- 5) 我妻・前掲199頁，松坂佐一『民法提要債権総論（第3版）』（有斐閣，1976）129頁，於保不二雄『債権総論（新訂）』（有斐閣，1972）198頁，柚木馨＝高木多喜男『判例債権総論（補訂版）』（有斐閣，1971）229頁。なお、北川・前掲193頁は、相対的構成を採るとしても、転得者の転得者についてまで同様に考えるべきではないとしている。

てのみ生ずるとする判例理論から推及すると、取消の相手方に悪意があれば十分であるとし、直接訴訟に関係しない受益者又は転得者の善意・悪意は問題でないとしている⁶⁾。また、取消の効果が善意の受益者に及ばないことと、悪意の転得者がその得た利益を喪失することとは別事であって、その利益の喪失は転得者の悪意に基づくものであることを考え合わせると、転得者はその悪意により得た利益を失い、損害を被っても、受益者に対し追奪担保の責任を問う余地はないと主張し⁷⁾、そのことから転得者に対して取消権を行使することができるかと主張されている。こ

- 6) 我妻・前掲199頁，於保・前掲179頁以下，石本雅男『債権総論』（法律文化社，1961）141頁，柚木＝高木・前掲229頁，星野英一『民法概論Ⅲ』（良書普及会，1978）116頁，永田菊四郎『新民法要義第3巻（上）債権総論』（帝国判例法規出版社，1961）156頁，森田三男『債権総論』（学陽書房，1978）210頁，梅謙次郎『民法要義卷之三債権編』（和仏法律学校，1904）85頁
- 7) 梅・前掲85～86頁

「法律行為ノ受益者ヨリ更ニ其目的物ヲ譲受ケタル者ニ対シテハ果シテ其法律行為ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤ本条ノ規定ニ依レハ此者モ亦譲受ノ当時債権者ヲ害スヘキ事実ヲ知ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ敢テ本条ノ適用ヲ免ルルコト能ハサルモノトセリ蓋シ受益者ト此者トノ間ニ差別ヲ設クルノ理由アラサレハナリ或ハ問ハシテ転得者ハ悪意ニシテ法律行為ノ相手方ハ善意ナル場合ニ於テハ果シテ本条ノ訴権ヲ行フコトヲ得ルカ曰ク然リ蓋シ本条ノ規定ハ悪意者ニ対シテハ之ヲ援用スルコトヲ得ルモノナルカ故ニ若シ転得者ニシテ悪意ナランカ之ニ対シテ本条ノ訴権ヲ行フコトヲ得スハアルヘカラス而シテ其中間ニ在リタル法律行為ノ受益者カ善意ナルト悪意ナルトヲ問フコトヲ要セサルナリ或ハ曰ハシテ法律行為ノ受益者カ善意ニシテ転得者カ悪意ナル場合ニ於テハ若シ転得者ニシテ廃罷訴権ノ行使ニ遭フヘキモノトセハ其転得者カ売買其他ノ有償契約ニ因リテ其物ヲ譲受ケタル場合ニ於テハ其譲渡人ニ対シテ担保ノ請求ヲ為シ以テ其物ノ代償ヲ返還セシムルコトヲ得ヘシ（五五九，五六一）故ニ善意ノ譲渡人ハ若シ譲渡ヲ為ササレハ廃罷訴権ノ行使ニ遭フコトナク不幸ニシテ之ヲ他人ニ譲渡シタルカ為メ自ラ廃罷訴権ノ行使ニ遭ハスト雖モ其結果ヲ受クルニ至ルヘシ豈ニ不当ト曰ハサルヘケンヤト曰ク然ラス此場合ニ於テハ法律カ特ニ転得者ニ対シテ訴権ヲ与フルカ故ニ其転得者カ自己ノ悪意ノ為メニ受ケタル訴ノ結果ヲ其譲渡人ニ影響セシムルコトヲ得ス故ニ此場合ニ売買ノ規定ヲ適用セント欲スルハ非ナリ從テ法律上ノ規定ハ毫モ不公平ノ結果ヲ生スルノ虞ナシ而シテ法文ノ解釈上余ノ説ノ謬ラサルコトハ本条但書ニ於テ『其行為ニ因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ転得者カ債権者ヲ害スヘキ事実ヲ知ラサリシトキ』ト云ヒ其孰レカ悪意ナル者ニ対シテ廃罷訴権ヲ行フコトヲ得ヘキ旨ヲ明カニセリ故ニ若シ兩人共ニ悪意ナルトキハ兩人ニ対シテ之ヲ行フコトヲ得ヘク其一人ノミ悪意ナルトキハ其悪意者ニ対シテノミ之ヲ行フコトヲ得ヘシ」

「法律行為の受益者よりさらにその目的物を譲受けた者に対しては、果たしてその法律行為を取消することができるであろうか。本条の規定によれば、この者もまた譲受の当時、債権者を害すべき事実を知らなかったことを証明することができなければ、全く本条の適用を免れることはできないものとされる。けだし、受益者とこの者との間に差別を設ける理由はないからである。あるいは、転得者は悪意であり、法律行為の相手方は善意である場合においては、果たして本条の訴権を行なうことができるかと問うならば、その通りである。けだし、本条の規定は、悪意者に対してこれを援用することができるものであるがゆえに、もし転得者が悪意であれば、これに対して本条の訴権を行なうことはできないとすべきではない。そうであるから、その中間にいる法律行為の受益者が善意であるか悪意であるかを問うことは要しない。さらに、法律行為の受益者が善意であり、転得者が悪意である場合において、もし転得者が廃罷訴権の行使に遭うべきものとすれば、その転得者が売買その他の有償契約によってその物を譲受け

の積極説で考えられているケースはどのようなものであるかははっきりしていないが、例えば次のようなケースが考えられる。時価1,000万円相当の不動産を債務者が受益者に500万円で売渡し、その後、悪意者が自らの存在を表に現さないようにするために、善意の転得者を介在させた上で、自ら転々得者としてその目的物を600万円で転買したというケースである。あえて先き取りして私見を述べるならば、筆者としては、このような場合、善意とされる転得者は悪意の転々得者によって介在させられたわら人形的善意者であると考え、それ故に、わら人形的善意者からの悪意の転々得者に対して債権者取消権を行使することはできると考える。しかし、中間介在者が真に独立的善意者である場合は、その者が現われた段階で詐害行為性は無くなり、独立的善意者の完全な所有権者の地位を保護する観点から、たとえ善意の受益者又は転得者から転得した者が悪意であっても、その悪意者に対して債権者取消権は行使できないと考える。

積極説に対して、消極説では、受益者が善意、転得者が悪意のときは、そもそも詐害行為がないことになるから、転得者に対しても取消権は行使できないとし⁸⁾、もしこの場合でも取消権の行使を認めると、取消権の影響を受けてはならない善意の受益者が、悪意の転得者から561条以下の追奪担保の責任を問われることとなり、不合理であると主張されている⁹⁾。この消極説の主要な学説として、川島武宜説と鈴木禄弥説とがある。

川島説では、債務者をA、受益者をB、転得者をCとした場合において、「Bが善意、Cが悪意のときにも、そもそも詐害行為がないことになるから、Cに対しても訴え得ぬ（すなわち債権者

た場合において、その譲渡人に対して担保の請求をなすことで、その物の代償を返還させることができる（559条、561条）。ゆえに、善意の譲渡人は、もし譲渡しなければ廃罷訴権の行使に遭うことなく、不幸にしてこれを他人に譲渡したために自ら廃罷訴権の行使に遭わないといえども、その結果を受けるべきである。決して不当とは言えない。しかしながら、この場合においては、法律が特に転得者に対して訴権を与えるがゆえに、その転得者が自己の悪意のために受ける訴えの結果をその譲渡人に影響させることはできない。ゆえに、この場合に売買の規定を適用させようとすることはできない。したがって、法律上の規定は少しも不公平の結果を生じるおそれはない。そうであるから、法文の解釈上、余の説が誤っていないことは、本条但書において『その行為によって利益を受けた者または転得者が債権者を害すべき事実を知らなかったとき』といい、そのいずれかが悪意である者に対して廃罷訴権を行なうことができる旨を明らかにしている。ゆえに、もし両人がともに悪意であるときは、両人に対してこれを行なうことができ、その一人のみが悪意であるときは、その悪意者に対してのみ、これを行なうことができる。」

結局、梅説は、「受益者が善意で、転得者が悪意である場合に、転得者が取消権を行使されると、その転得者が売買その他の有償契約によってその物を譲受けていたならば、その譲渡人に対して担保請求をなすことでその物の代償を返還させることができ、善意の譲渡人がその結果を受けることは決して不当ではない。しかし、法律が特に転得者に対して訴権を与えているがゆえに、その転得者が自己の悪意のために受ける訴えの結果をその譲渡人に影響させることはできないため、この場合に売買の規定を適用することはできないとし、善意の譲渡人に対して追奪担保責任は問えない」としていることになる。

8) 川島武宜『債権法総則講義第一』（岩波書店、1949）70頁

9) 勝本正晃『債権総論中巻之三』（巖松堂、1936）408頁、山中康夫『債権総論』（巖松堂、1953）121頁、鈴木禄弥『債権法講義』（創文社、1992）175頁

取消権なし。』¹⁰⁾としておられる。鈴木説では、債権者を乙(X)、債務者を甲(A)、受益者を丙(B)、転得者を丁(Y)、再転得者を戊(Z)とした場合において、「受益者Bが善意であるときでも、Y自身が悪意でありさえすればXのYに対する取消訴訟が可能か(かりにYもまた善意であっても、かれからの再転得者Zが悪意であれば、同じ問題が生じる)については、説が分かれている。Yに対する取消訴訟はYのみを被告とするもので、その効力もYのみに及ぶ相対的なものであるから、この場合にも、XのYに対する取消訴訟が認められるべきであるかのように思える(これを、債権者取消権に対する善意者保護についての相対的効力説という)。しかし、これが認められるとすると、YはBに対して売買目的物の権利の瑕疵についての担保責任を追求^{マツ}しようことになるといわざるをえず、また、Bがこの宝石をYに売却しようすれば、かれのAからの宝石取得が(B自身は善意であったとはいえ)Xを害すべきものであったことをYに秘匿して、Yとの取引を完結してしまうほかはなく(さもなければ、Yは取引の相手方となることを尻込みしてしまうであろう)、かくては、B自身が取消訴訟の被告とされるのと結果的にはあまり変わらず、かれが善意のゆえにうけるはずの保護は、空洞化されてしまうおそれがある。それゆえ、以上の場合のYに対する取消訴訟は認められない、と解すべきである(これを、債権者取消権に対する善意者保護についての絶対的効力説という。』¹¹⁾としておられる。この鈴木説について、善意者からの悪意の転得者に対して取消訴訟が認められるとする相対的効力説では、目的物が善意者→悪意者→善意者→悪意者→……と転売が繰り返された場合に、どんなに遠くにいる悪意者に対しても債権者取消権を行使することが可能になってしまう。そして、受益者が善意であれば、第三者の善意・悪意関係なしに責任を問われることもないため、誰に売ってもよい地位にいるにもかかわらず、たまたま悪意者に売ってしまった場合に、債権者取消権が行使されると、債権者と転得者との関係において債務者・受益者間の契約が取消され、取消されると転得者の下にある目的物が債務者の下に戻ることになり、結果的には他人物売買になることから、理論上、受益者は転得者から担保責任を追及されることになる。私見は、理論的に考察して転得者Yの受益者Bに対する権利の瑕疵における担保責任については、鈴木説が正当であると思う。鈴木説の言うとおり、善意の受益者が被告にならないといっても、結果的には被告とされるのとあまり変わらず、善意者の(真の所有権者としての)保護が空洞化されてしまうおそれがあるため、原則として、善意の受益者からの悪意の転得者に対しては、債権者取消権を行使できないと考える。なお、私見としては、善意の受益者は転得者との売買契約当時、自分の物を自分の物として売っているはずであるから、もし担保責任を追及されるというのであれば、転得者との間で売買契約を合意解除することも可能である。

(2) 判例

悪意の転得者についての判例として、①大連判明治44年3月24日民録17輯117頁、②大判大

10) 川島・前掲70頁

11) 鈴木・前掲175頁

正9年5月29日民録26輯776頁を挙げる。

①大連判明治44年3月24日民録17輯117頁 詐害行為取消請求ノ件

【事案】

X（債権者）は、Y₁（債務者）とY₂（受益者）間の山林の売買行為は詐害行為に当たることを理由に、Y₁・Y₂間の売買契約の取消と、Y₁からY₂への山林の所有権移転登記の抹消を請求した。しかし、Y₂が上記の山林をZ（転得者）に転売していたため、Y₂に対する抹消登記請求が不可能となっていたことが判明した。原審では、詐害行為の取消訴権は債務者の給付能力の回復を目的とするものであるから、逸出財産が転得者の手許にある場合は、債務者及び受益者を被告とする判決の効力は第三者を拘束しないがゆえに、転得者に対しその訴権を行使しなければその目的を達することはできない。したがって、転得者に対して取消権を行使せず、債務者・受益者間の法律行為の取消のみを訴求するXの訴えは法律上許されるべきではない、としてXの請求を却下した。そこで、Xは、詐害行為取消権は債務者のなしたる法律行為の取消のみを目的とするものであるから、転得者を被告とせず取消のみを訴求する訴えも適法であるという理由で上告した。

【判旨】

上告審たる大審院は、債務者Y₁に対する上告は棄却し、上告人Xの上告を容れて受益者Y₂に関する上告は破棄差戻した。

「民法第四百二十四条ニ規定スル詐害行為廢罷訴権ハ債権者ヲ害スルコトヲ知リテ為シタル債務者ノ法律行為ヲ取消シ債務者ノ財産上ノ地位ヲ其法律行為ヲ為シタル以前ノ原状ニ復シテ債権者ヲシテ其債権ノ正当ナル弁済ヲ受クルコトヲ得セシメテ其担保権ヲ確保スルヲ目的トスル……詐害行為ノ廢罷ハ……一般法律行為ノ取消ト其性質ヲ異ニシ其効力ハ相對的ニシテ何人ニモ對抗スヘキ絶対的ノモノニアラス……裁判所カ債権者ノ請求ニ基ツキ債務者ノ法律行為ヲ取消シタルトキハ其法律行為ハ訴訟ノ相手方ニ對シテハ全然無効ニ歸スヘシト雖モ其訴訟ニ干与セサル債務者受益者又ハ転得者ニ對シテハ依然トシテ存立スルコトヲ妨ケサルト同時ニ債権者カ特定ノ相手人トノ關係ニ於テ法律行為ノ効力ヲ消滅セシメ因テ以テ直接又ハ間接ニ債務者ノ財産上ノ地位ヲ原状ニ復スルコトヲ得ルニ於テハ其他ノ關係人トノ關係ニ於テ其法律行為ヲ成立セシムルモ其利害ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナシ是ヲ以テ債権者カ債務者ノ財産ヲ讓受ケタル受益者又ハ転得者ニ對シテ訴ヲ提起シ之ニ對スル關係ニ於テ法律行為ヲ取消シタル以上ハ其財産ノ回復又ハ之ニ代ルヘキ賠償ヲ得ルコトニ因リテ其担保権ヲ確保スルニ足ルヲ以テ特ニ債務者ニ對シテ訴ヲ提起シ其法律行為ノ取消ヲ求ムルノ必要ナシ」

「詐害行為廢罷ノ訴権ハ詐害行為ニ干与シタル者ニ對シテ其詐害ノ因テ生スル債務者ノ法律行為ヲ取消シ相手方カ尚債務者ノ財産ヲ所有スルトキハ直接ニ之ヲ回復シ相手方カ之ヲ所有セサルトキハ其財産ヲ回復スルニ代ヘテカ賠償ヲ為サシメ以テ其担保権ヲ確保スルコトヲ目的トスルモノニシテ其財産回復ノ義務タルヤ受益者又ハ転得者カ其財産ヲ所有スルカ為メニ負擔スル依物義務ノ一種ニアラスシテ其行為ニ因リテ債務者ノ財産を脱漏セシメタルカ為メニ生シタル責任ニ胚胎スルモノナレハ其財産ヲ他人ニ讓渡シタルニ因リテ之ヲ免脱スルコトヲ得ス却テ其財産ノ回復

二代ヘテ之ヲ賠償スルコトヲ要スルハ詐害行為ノ性質上明白ナルヲ以テナリ故ニ債務者ノ財産カ
 転得者ノ有ニ帰シタル場合ニ債権者カ受益者ニ対シテ廃罷訴権ヲ行使シ法律行為ヲ取消シテ賠償
 ヲ求ムルト転得者ニ対シテ同一訴権ヲ行使シ直接ニ其財産ヲ回復スルトハ全ク其自由ノ権内ニ在
 リ要ハ債権者カ其本来享有セル担保権ヲ正当ニ実行スルコトヲ得ルノ點ニ存スルモノナリ」
 「民法ハ法律行為ノ取消ヲ請求スルト同時ニ原状回復ヲ請求スルコトヲ以テ詐害行為廃罷訴権行
 使ノ必要条件ト為ササルノミナラス却テ訴権ノ目的トシテ単ニ法律行為ノ取消ノミヲ規定シ取消
 ノ結果直チニ原状回復ノ請求ヲ為スト否トヲ原告債権者適宜ノ処置ニ委ネタルヲ以テ此二者ハ相
 共ニ訴権ノ成立要件ヲ形成スルモノニアラス」

本件は、債務者 Y_1 ・受益者 Y_2 間の山林の売買行為が詐害行為に当たるとして、 Y_1 の債権者 X
 が Y_1 ・ Y_2 を相手に取消および所有権移転登記の抹消を訴求した。しかし、 Y_2 が山林を転得者 Z に
 転売していたため、 Y_2 に対する抹消登記請求は不可能となっていたという事案である。

原審では、転得者 Z も被告に加えなければならないとして、 X の請求を却下したが、大審院は、
 取消の効力は相対的であり、債権者と受益者または転得者との関係において法律行為の効力を
 消滅させ、財産の回復またはこれに代わる賠償を得ることで、担保権を確保することができるた
 め、債務者に対して訴えを提起し、法律行為の取消を求める必要はないとして、債務者 Y_1 に関
 する上告については棄却した。また、大審院は、転得者が現れた場合、債権者は受益者を被告と
 して価格賠償を請求してもよいし、(転得者が悪意ならば)転得者を被告として現物の返還を請
 求してもよいとし、さらに、取消のみの訴求も適法な訴えであるとして、受益者 Y_2 に関する上
 告については破棄差戻した。

本判例は、本判例以前の大審院判例(明治28年2月10日民録11輯150頁)において、取消の
 効果を債務者・受益者間の法律行為をも無効にする絶対的効力であるとし、債務者・受益者・転
 得者は必要的共同被告であると判示していたものを変更したものである。本判例では、取消の効
 果は相対的であり、債権者と被告である受益者または転得者の間でのみ効果が及び、あえて債務
 者を被告とする必要はないと判示しており(一般に学説はこの点を「債務者には効果は及ばない
 と判示している」と表現している¹²⁾)、その後の判例の準則および通説の基軸を形成した重要な
 リーディングケースとされている¹³⁾。なお、本判例は、第1審、原審では、債務者 Y_1 と受益者 Y_2
 のみを被告とし、転得者 Z を被告としていないものであるが、本判旨は「其訴訟ニ干与セサル債
 務者受益者又ハ転得者ニ対シテハ依然トシテ(その効力を)存立ス」ることを妨げないとし、他
 方、「債権者カ特定ノ相手人トノ関係ニ於テ法律行為ノ効力ヲ消滅セシメ」ることを判示し、い
 わゆる相対的効力説を採っている。ただし、本件では債務者を被告としていたが、大審院は債務
 者を被告とする必要はないとして、債務者に対する上告を棄却している。

12) 佐藤岩昭「詐害行為取消権の性質(大連判明治44年3月24日民録17輯117頁の判例評釈)」民法判例百
 選Ⅱ債権[第6版]30頁

13) 佐藤・前掲30~31頁

②大判大正9年5月29日民録26輯776頁 詐害行為取消請求ノ件

【事案】

A（債務者）とY（受益者）は176筆の不動産の売買契約を締結し、Yはその不動産の上にZ（転得者）のために抵当権を設定した。その後、右不動産に抵当権が実行されて、競売され、B（競落人）が買受けた。そこでX（債権者）は、A・Y間の売買契約の取消を求めた。原審は、受益者たるYのみを相手方として、転得者たる抵当権者Zおよび競落人Bを相手方としていないにもかかわらず、ZおよびBをとともに悪意の転得者と認定し、Yに対して所有権移転登記の抹消登記手を命じた。Yは、すでに係争不動産が競売により第三者に移転している場合は、Yは所有者たる登記名義を保有していないがゆえに、たとえ相手方の請求の如くYの所有権取得登記を抹消しても、ただちに債務者名義に復帰することはできないため、Yへの請求自体利益のないものであるという理由でYが上告した。

【判旨】

破毀差戻

「民法第四百二十四条ノ詐害行為取消ノ訴ニ於テ債務者受益者共ニ悪意ナルモ転得者カ其転得ノ当時善意ナルトキハ債権者ハ債務者ト受益者間ノ法律行為ヲ取消サシメ其結果転得者ニ対シテ直接財産ノ回復ヲ求ムルハ不可能ナルヲ以テ之ニ代ヘテ受益者ヲシテ損害ヲ賠償セシメ得ルニ止マル又債務者受益者転得者共ニ悪意ナルトキハ債権者ノ任意ニ右ノ法律行為ヲ取消サシムル結果転得者ニ対シテ直接財産ノ回復ヲ求メ得ヘク又ハ受益者ニ対シテ財産ノ回復ニ代ヘテ損害ヲ賠償セシメ得ヘシト雖モ詐害行為取消ノ効果ハ相対的ニシテ訴訟当事者間ニ於テノミ発生スルモノナレハ債権者カ転得者ニ対シテ財産回復ノ目的ヲ達センニハ転得者ヲモ訴訟ノ相手方トシ転得ノ当時善意ナラサリシコトヲ確定シ之ニ対シ財産ノ回復ヲ命スルコトヲ要シ単ニ受益者ノミヲ相手方トスル訴訟ニ於テ予メ転得者ノ悪意ナルコトヲ縦令証拠ニ依ルトハ云ヘ断定シ受益者ニ対シテ財産ノ回復ヲ命スルモ到底其目的ヲ達スルニ由ナキモノトス本訴百七十六筆ノ不動産ハYニ於テXカ詐害セラレタリト主張スル売買行為ニ因リ債務者Aヨリ買受ケタル後抵当権ヲ設定シ其実行ニ基キテ競売セラレ現ニ競落人（B）ノ所有ニ歸シ居ル事実ナレハYト債務者（A）間ノ売買ヲ詐害行為トシテ取消シ該不動産ヲ原状ニ回復センニハYニ対シ所有権移転登記ノ抹消ヲ命スルヲ以テ足レリトセス転得者タル抵当権者（Z）及ヒ競落人（B）ヲモ訴訟ノ相手方トシ其転得ノ当時悪意ナリシコトヲ確定シタル上其各登記ノ抹消ヲ命スルコトヲ要ス但シ上述ノ如クXニ於テYニ対シ右売買行為ノ取消及ヒ財産ノ直接回復ニ代ヘテ損害賠償ヲ求ムル妨トナラス原院カ受益者タルYノミヲ相手方トシ転得者タル抵当権者（Z）及ヒ競落人（B）ヲ相手方トセサル本訴ニ於テ其抵当権者（Z）及ヒ競落人（B）ヲ共ニ悪意ノ転得者ナリト認メYニ対シ前示不動産ノ所有権移転登記ノ抹消登記手続ヲ命シタルハ法則ヲ不当ニ適用シタル不法アル判決ニシテ破毀スヘキモノトス」

本件は、不動産が債務者Aから受益者Yに売渡され、Yがその上に転得者Zのために抵当権を設定し、その後、抵当権が実行、競売され、Bが競落した。そこで債権者Xが、A・Y間の売買

契約の取消を求めたという事案である。

原審では、ZとBを訴訟の相手方としていないのに、ZとBを悪意の転得者と認定し、Yに対して所有権移転登記の抹消登記手を命じた。しかし、大審院は、詐害行為の取消の効果は相対的であり、訴訟当事者間においてのみ発生するものであるから、A・Y間の売買を詐害行為として取消し、不動産を原状に回復させるには、Yに対し所有権移転登記の抹消を命ずることで足りず、転得者ZとBをも訴訟の相手方とし、その転得当時、悪意であることを確定した上で、その各登記の抹消を命ずることを要するとして、原審がYに対して不動産の所有権移転登記の抹消登記手を命じたものを破毀差戻した。

本判例は、悪意の受益者からの悪意の転得者である事案だが、悪意の受益者のみを被告としていた場合に、悪意の転得者も被告とすべき旨を命じたものである。

3 本研究判例の検討

本件は、債務者Aが債権者Xに対する債務の支払いをせず、転々得者Yと相談のうえ、受益者B（未成年）に対し、唯一の資産である不動産を贈与し、移転登記手を了したことで、債務者Aは無資力者となり、その後、受益者Bが債務者Aの転得者C社に対する金銭債務につき、本件不動産に根抵当権を設定し、その旨の登記手続がなされ、Yが保証人となった。そして、転々得者Y（保証人）が債務者Aの転得者C社に対する債務金を代位弁済して右根抵当権の移転を受け、付記登記手続がYのためになされた。そこで債権者Xが、受益者B・転々得者Yらに対する関係において詐害行為たる贈与行為を取消するとともに、悪意の受益者であるBに対し、所有権移転登記抹消登記手続を、善意の転得者であるC社からの悪意の転得者（転々得者）であるYに対し、根抵当権移転付記登記抹消登記手続を求めたという事案であり（なお、Bは第1審で被告、原審で控訴人だったが、上告審では上告人になっていない）、詐害行為の受益者又は転得者の善意、悪意の決定は、その者が認識したところであるとし、その前者の善意、悪意を承継するものではないと解し、また、受益者又は転得者から転得した者が悪意である場合に、その前者が善意であっても悪意の転得者に対して債権者取消権を行使できるとしたものである。

本研究判例は、「受益者又は転得者から転得した者が悪意であるときは、たとえその前者が善意であっても、同条に基づく債権者の追及を免れることができない」と判示して、善意者からの悪意の転得者に対して取消権を行使できるとし、相対的構成を採っており、学説でも、善意の受益者からの悪意の転得者に対する債権者取消権の行使について、相対的構成を採ると解しているものが多い¹⁴⁾。すなわち、債権者と悪意者である相手方との間の関係においてのみ、債務者・受益者間の法律行為が取消され、その他の者との間の法律関係には影響を及ぼさないで、たとえ中間に善意者が介在していても、悪意で転得した者に対して債権者取消権を行使することができるということである。しかし、それでは目的物が善意者→悪意者→善意者→悪意者→……と転売が繰り返された場合に、どんなに遠くにいる悪意者に対しても債権者取消権を行使できることに

14) 我妻・前掲199頁，松坂・前掲129頁，於保・前掲198頁，柚木=高木・前掲229頁

なってしまう。私見は、善意者から悪意で転得した者に対して債権者取消権を行使できるとした相対的構成については、この点を深く考察していないのではないかと考える。

しかしながら、本事案に即してみれば、受益者であるBは、当時未成年者であったために、Bの行為はすべて法定代理人であるYが行っていたことから、事実上BとYは同一とみることができ、Yは転々得者というよりも、むしろ悪意の受益者とみるべきである。この点からすると、本件最高裁が債権者取消権における債権者XのYに対する取消訴訟を認めた結論自体は正当なものであると思う。しかし、相対的構成に対しては、私見は全く賛成することはできない。本研究判例は、形式的には善意者からの悪意の転々得者であるけれども、実質的には受益者Bと転々得者Yは同一とみることができ、Yは悪意の受益者とみるべきであるから、善意者からの悪意の転々得者であるYに対して債権者取消権を行使できるのであり、もし、独立的善意者からの転得者であったならば、たとえ悪意の転得者であっても、その者に対して債権者取消権を行使することはできないと考える（なお、本件はBをYがわら人形として介在させたものとみなすことのできる事案であったことに注目してほしい）。

前述したように、わら人形ではない善意の受益者からの悪意の転得者に対しては、債権者取消権を行使できないとする説（消極説）では、受益者が善意、転得者が悪意のときは、そもそも詐害行為がないことになるから、転得者に対しても取消権は行使できないとし¹⁵⁾、もしこの場合でも取消権の行使を認めると、取消権の影響を受けてはならない善意の受益者が、悪意の転得者から561条以下の追奪担保の責任を問われることとなり、不合理であると主張されている¹⁶⁾。その主要な学説として川島説と鈴木説があり、債務者をA、受益者をB、転得者をCとした場合において、「Bが善意、Cが悪意のときにも、そもそも詐害行為がないことになるから、Cに対しても訴え得ぬ（すなわち債権者取消権なし）。」¹⁷⁾とした川島説は、真に妥当であると考ええる。そして、債権者をX、債務者をA、受益者をB、転得者をY、再転得者をZとした場合に、受益者Bが善意で、転得者Yが悪意である場合（仮に転得者Yも善意であっても、再転得者Zが悪意であれば、同じ問題が生じる）における、債権者Xの転得者Yに対する取消訴訟について、川島説を具体的な事例をもって補強している鈴木説の見解をまとめると以下ようになる。

- ① 転得者Yに対する取消訴訟は転得者Yのみを被告とし、その効力も転得者Yのみに及ぶ相対的なものであるから、債権者Xの転得者Yに対する取消訴訟が認められるとする債権者取消権に対する善意者保護についての相対的効力説は採らず、債権者Xの転得者Yに対する取消訴訟は認められないとする債権者取消権に対する善意者保護についての絶対的効力説を採る。
- ② 債権者取消権に対する善意者保護についての絶対的効力説を採る理由
 - (a) 転得者Yに対する取消訴訟が認められると、理論的には受益者Bは転得者Yから売買目的物の権利の瑕疵についての担保責任を追及されることになる。

15) 川島・前掲70頁

16) 勝本・前掲408頁，山中・前掲121頁，鈴木・前掲175頁

17) 川島・前掲70頁

- (b) 受益者Bが目的物を転得者Yに売却しようとするれば、受益者Bの債務者Aからの目的物の取得が（受益者Bは善意であっても）債権者Xを害すべきものであったことを転得者Yに秘匿して、転得者Yとの取引を完結してしまうほかはない（さもなければ、転得者Yは取引の相手方となることを尻込みしてしまうであろう）。
- (c) 受益者Bが転得者Yから売買目的物の権利の瑕疵についての担保責任を追及されることになると、受益者B自身が取消訴訟の被告とされるのと結果的にはあまり変わらず、受益者Bが善意のゆえに受けるはずの（真の所有者としての）保護が空洞化されてしまうおそれがある。

以上のように、鈴木説で触れられている善意者からの悪意の転得者に対して取消訴訟が認められるとする相対的効力説では、目的物が善意者→悪意者→善意者→悪意者→……と転売が繰り返された場合に、どんなに遠くに現れた悪意者に対しても債権者取消権を行使することが可能となってしまう。そして、受益者が善意であれば、第三者の善意・悪意関係なしに責任を問われることもないため、誰に売ってもよい地位にいるにもかかわらず、たまたま悪意者に売ってしまった場合に、債権者取消権が行使されると、債権者と転得者との関係において債務者・受益者間の契約が取消され、取消されると転得者の許にある目的物が債務者の許に戻ることになり、結果的には他人物売買になることから、理論上、受益者は転得者から担保責任を追及されることになる。私見は、理論的に考察して転得者の受益者に対する権利の瑕疵における担保責任については、鈴木説が正当であると考え。担保責任はないとした梅謙次郎説（注6）があるにもかかわらず、鈴木説では担保責任があるとしているのは、債権者取消権における善意・悪意と、担保責任における善意・悪意は別であるからだと思われる。そして、鈴木説の言うとおり、善意の受益者が被告にならないといっても、結果的には被告とされるのとあまり変わらず、善意者の（真の所有者としての）保護が空洞化されてしまうおそれがあるため、原則として、善意者からの悪意の転得者に対しては、債権者取消権を行使できないと考える。

さらに、私見としては、善意の受益者は転得者との売買契約当時、自分の物として売っているはずであるから、担保責任を追及されるのならば、受益者は完全な権利を取得しているので、合意解除をすることが可能であると考え。例えば、債務者がほとんど資産がない状態にもかかわらず、唯一の不動産を善意の受益者に格安で売渡し、さらに悪意の転得者に再売買された場合に、悪意の転得者に対して債権者取消権を行使できるとすると、債権者と転得者との間で債務者・受益者間の契約が取消され、債権者は転得者の許にある不動産の引渡を請求できることになる。その一方で、転得者に完全な権利を移転したと信じていた善意の受益者は、債権者から詐害行為の悪意者として被告とされた転得者の存在を認識するに至って、転得者に完全な権利を移転した善意の受益者は、転得者との相談のうえ、あえて合意解除することが可能であると考え。これにより、契約の効力は遡及的に効力を失うから、受益者に所有権が復帰することになり、合意解除をした受益者は、所有権に基づいて債権者に不動産の引渡を請求することができる。そして、不動産を取戻せば、再び転得者と取引することができるようになる（なお、合意解除に関して、545条1項ただし書「第三者の権利を害することはできない」に反するのではないかという批判

があるかもしれないが、そもそも債権者は545条1項ただし書における第三者ではない。この第三者は転得者からの譲受人などであるから、545条1項ただし書に反しない。そして、受益者が債権者から不動産を取戻して、再度取引することになれば、債権者は再び債権者取消権を行使することになり、同じことが繰り返されることになる。したがって、独立的善意者が現れた段階で詐害行為性は無くなるから、取消権は行使できないとみるべきである。

そもそも、フランス法¹⁸⁾とともにローマ法を引き継いだドイツ法では、譲渡が繰り返してなされた場合に、最後の取得者が返還義務を有するためには、第一の取得並びにすべての中間の取得が、取消の理由があるものでなければならぬとされている¹⁹⁾。すなわち、目的物の譲渡が繰り返

18) 神戸大学外国法研究会編 田中周友『仏蘭西民法(Ⅲ)財産取得法(2)』(有斐閣, 1988) 120~121頁では、「詐害行為の直接の相手方であっても、彼が善意且有償名義の取得者であるならば、上述する如く訴権は彼に対しては行使され得ないが故に、斯る前主を有つ転得者は、如何なる場合に於ても、仮令彼自身としては悪意且無償名義の転得者であっても、訴権の追及性は前主によって断絶濫除されるが故に、此の訴権の追及を受けることはないであらう。」と述べられている。

19) 松坂佐一『債権者取消権の研究』(有斐閣, 1962) 127~162頁

ドイツでは、1879年7月1日に「破産手続外における債務者の法的行為の取消に関する法律」(Gesetz, betreffend die Anfechtung von Rechtshandlungen eines Schuldners ausserhalb des Konkursverfahrens)が公布された。その後、民法の改正に関する1898年5月17日の法律ならびに同月の施行法によって、破産法および債権者取消法が変更された。そして、取消法は1927年7月5日の破産防止のための和解に関する法律第98条によって補充され、それは1935年2月26日の和解法第130条2項によって維持された。つまり、取消法は民法よりも早く制定されたものである。

1. 債権者取消権の要件

①一般要件

- (1) 取消は債権者を害する法的行為を前提とする(取消法1条)。
- (2) 法的行為が債権者を害すること。

②特別要件

加害の意思(Benachteiligungsabsicht)とその認識(Kenntnis)を必要とする(3条1号)。

2. 債権者取消権の行使方法

- ①訴または訴訟上の抗弁(または再抗弁)によってのみしかできない。
- ②各債権者は、返還請求権を自己の権利として、かつ自己の名において行使することができる。
- ③訴の当事者は、取消権者と取消すべき給付の受領者であり、必要な場合は、受領者の承継人も含まれる(11条)。
 - (1) 取消の訴は、債務者に対してはいかなる場合においても、単独にも、また同時に提起できない。これは、被告は、——原物で、補充的に価格で——債務者財産の損失において、彼に帰したところのものを返還することを目指すところの債権者取消の目的から生ずる。この返還は、取得者のみに命ぜられ、譲渡人に命ぜられない(7条, 9条, 11条)。
 - (2) 返還義務者としては、まず債務者の財産から取り去られた財産の目的物の、最初の取得者である。そして、繰り返して譲渡がなされた場合に、最後の取得者が返還義務を有するためには、第一の取得ならびにすべての中間の取得が、取消の理由あるものでなければならぬ。

返された場合に、その目的物を最後に取得した者に対して、債権者取消権を行使するためには、初めに目的物を取得した受益者並びにすべての中間取得者が悪意者でなければならないということである。つまり、ドイツ法の下では、善意者が現れた段階でその後の転得者（たとえ悪意でも）に対しては、債権者取消権を行使できないのである。

よって、善意者からの悪意の転得者に対する債権者取消権の行使を許容した事案において、本研究判例は、受益者であるBが、当時未成年者であったために、Bの行為はすべて法定代理人であるYが行っていたことから、形式的には善意者からの悪意の転々得者であるけれども、実質的には受益者Bと転々得者Yは同一とみることができ、Yは転々得者というよりは、むしろ悪意の受益者とみるべきであるから、善意者からの悪意の転々得者であるYに対して債権者取消権を行使できるのであって、最高裁の結論自体は正当なものであると考える。しかし、善意者からの悪意の転得者に対する債権者取消権の行使は、本研究判例のような場合や、中間介在者がわら人形的善意者として介在させられた場合に限り、認められるものであって、中間介在者が独立的善意者であれば、その者が現れた段階で詐害行為性は無くなり、また、独立的善意者の完全な所有権者の地位を保護する観点から、たとえ転得者が悪意者であっても、その者に対して、債権者取消権の行使は認められないと考える。

さらに、民法424条1項ただし書の「ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時ににおいて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。」とする条文を素直に読めば、受益者が善意である時点で、また、転得者が善意である時点で、債権者取消権は行使できないと解することができるため、善意者から転得した者がたとえ悪意者であっても、その者に対して債権者取消権を行使できないとする考えはより説得力のあるものとな

-
- (3) 債権者は、取消すべき行為の相手方の承継人に対して、譲渡されたものの原物返還を請求することもできれば、さらに最初の取得者に対して価格賠償を請求することもできる。

なお、下森定『債権者取消権の研究—下森定著作集Ⅰ—』（信山社、2014）によれば、ドイツ倒産法が、1994年10月5日に公布された後、1999年1月1日から施行され、これと対応して債権者取消権法も改正され、旧法は改正によって新法に引き継がれているようである。この改正は大幅に行われているが、基本的な内容は変わらないため、本稿で関係する条文を挙げることにとどめておく（478頁）。

第15条 権利承継人に対する取消

- (1) 取消請求は、相続人又は取消の相手方の包括承継人に対しても行使することができる。
- (2) その他の特定承継人に対しては、以下の場合に取消権を行使することができる。
- 1 当該権利承継人が、その取得の時に、前主の取得が取消しうることを基礎づける事情を知っていたとき
 - 2 当該権利承継人が、その取得の時に、債務者と緊密な関係にある者（倒産法第138条）に属していた場合、ただし、この者がその取得の時に前主の取得が取消しうることを基礎づける事情を知らなかったときはこの限りでない。
 - 3 当該権利承継人がその取得財産を無償で得たとき

るであろう。

4 おわりに

これまで述べてきたとおり、善意の受益者または転得者からさらに転得した者に対する債権者取消権の行使について、私見は、原則として、善意者からの悪意の転得者に対しては、債権者取消権を行使できないと考える。なぜなら、善意者から悪意で転得した者に対して債権者取消権を行使できるとすれば、目的物が善意者→悪意者→善意者→悪意者→……と転売が繰り返された場合に、どんなに遠くにいる悪意者に対しても債権者取消権を行使できることになってしまい、法的安定性を欠くことになる。また、受益者が転得者からの権利の瑕疵における担保責任を追及されることになり、善意者の（真の所有権者としての）保護が空洞化されてしまうおそれがあるからである。

ただし、例外として、中間介在者がわら人形的善意者として介在させられた場合は、善意者からの悪意の転得者に対する債権者取消権の行使は認められると考える。また、本研究判例は、悪意の受益者（B）→善意の転得者（C社）→悪意の転々得者（Y）で、C社はわら人形的善意者ではないケースではあるが、受益者であるBは、当時未成年者であったので、Bの行為はすべて法定代理人であるYが行っていたため、実質的には受益者Bと転々得者Yは同一とみることができることから、例外的に善意者からの悪意の転得者に対して債権者取消権を行使することが認められると考える。なお、第一審におけるYの主張によれば、YはAから自ら贈与を受け、それをさらにBに贈与し、将来の相続のことを考慮して、中間省略登記によってAからBに直接所有権移転登記手続をしたものであると述べており、BとYを同一とみうることは一層明らかである。

したがって、中間介在者がわら人形ではなくして、独立的善意者であれば、その者が現われた段階で詐害行為性は無くなり、また、独立的善意者の完全な所有権者の地位を保護する観点から、たとえ転得者が悪意者であっても、その者に対して、債権者取消権の行使は認められないと考える。